

平成 2 9 年 8 月 3 0 日

議 案

8 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第31号

常総市議会の議決すべき事件を定める条例について

常総市議会の議決すべき事件を定める条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年8月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、市政に係る重要な案件について議会の議決を経ることとし、総合計画における基本構想の策定及び友好都市等の提携をその対象とするため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 友好都市又は姉妹都市の提携

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

常総市復興計画策定委員会設置条例を廃止する条例について

常総市復興計画策定委員会設置条例を廃止する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年8月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、平成27年9月関東・東北豪雨による災害からの復興に向けた計画を策定するために設置された常総市復興計画策定委員会について、復興計画の策定に関する調査及び審議を行い、その結果が答申されたことから、当該委員会の設置に関する条例を廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市復興計画策定委員会設置条例を廃止する条例

常総市復興計画策定委員会設置条例（平成27年常総市条例第37号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1復興計画策定委員会の委員の部を削る。